

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市総合計画審議会  
会長 黒沢 義孝

我孫子市第三次総合計画基本構想の一部見直しについて（答申）

平成23年4月22日付け企画第37号をもって諮問のありました我孫子市第三次総合計画基本構想の一部見直し（原案）について、諮問の趣旨を踏まえて慎重に審議した結果、見直しの第1の視点である「活力あるまちづくりに向けた土地利用のあり方」と、第2の視点である「地域コミュニティの再構築」のほか、農業、地区別構想、基本構想の位置づけ、目標年次（計画期間）、人口について、次のとおり意見を申し上げます。

また、審議を通じて多くの委員から有益な意見や提案があり、それについても併せて示しますので、基本構想をはじめ、今後策定する基本計画等に十分反映されるよう切望します。

なお、リーマンショック以降の様々な分野でのパラダイムシフトや、このたびの原発事故を伴う東日本大震災で明らかになった課題や教訓などについて、十分な討議時間を持つことができなかったため、今後、それらを十分踏まえたうえで基本構想を策定されるよう切望します。

### 第1の視点：活力あるまちづくりに向けた土地利用のあり方について

「土地利用の基本方針」については、原案にある「その他の農地や緑地などの自然的土地利用がなされている区域」において「新たな都市の発展を担う都市的土地利用をはかる」にあたって、自然環境との調和がどのようにはかれるかについて明確な記述が無いので、①「自然環境を損なうことなく」という文言を「見直しの趣旨」に入れることと、②新たな都市的土地利用を図る場合でも、環境水準についての総量的な視点を十分意識し、自然環境の保全・創出に取り組まれることに特に配慮願いたい。

### 第2の視点：地域コミュニティの再構築について

「地域コミュニティづくりの推進」については、その方向性はおおむね妥当と考えるが、東日本大震災等を踏まえ、多様な主体間や地域間の連携と連帯の視点を欠かさずに進められたい。

#### ○農業について

産業としての農業を確立するという視点からの取り組みを進められたい。

#### ○地区別構想について

地域の自主性の尊重と変化への対応を可能とするため、基本構想から基本計画へ移すよう努められたい。

#### ○基本構想の位置づけと目標年次（計画期間）について

基本構想の改訂手続きと目標年次について意見が出されたが、おおむね妥当と考える。

#### ○人口について

人口の考え方についての意見や見直し不要との意見もあったが、おおむね妥当と考える。

## ○各委員の意見・提案

### I. 原案に対する意見・提案

#### 1. 「見直しの趣旨（平成23年見直し時）」について

##### ①社会構造をはじめとした環境の変化について記述すべきである。

- ・ これまでは右肩上がりの経済成長を前提とした配分の政治・行政であったが、今後は誰にどのような負担をしてもらうかという負担の政治・行政に切り変わってくるという環境の変化について記述すべきである。

（川上委員）

##### ②東日本大震災の経験を踏まえた論議をし、見直しの趣旨に反映させるべきである。

- ・ 地震と津波と原発事故が複合した東日本大震災は、社会のかたち、国のかたち、更に人間の存在そのものを再考せざるを得ないほどの歴史の結節点であるため、この視点でも見直しの論議をして言及すべきである。

（牛尾委員）

- ・ 東日本大震災によるパラダイムシフトについて、丁寧に記述すべきである。（川上委員）

- ・ 東日本大震災によって人間を中心としたシステムには限界があることが証明されたので、人は自然にどう生かされているかという観点から記述すべきである。（飯田委員）

##### ③見直しの趣旨を、大きく「我孫子市の概要」、「社会経済環境の変化」、「地域資源と課題」、「地域経営の基本理念」の4つの柱に項目立てして記述すべきである。

- ・ 「我孫子市の概要」では、地勢や地域経営の歴史について、「社会経済環境の変化」では、グローバル化、女性の社会参加、地球環境問題等の外部環境変化と、人口減少、少子高齢化、行財政構造改革の要請等の内部環境変化について、「地域資源と課題」では、恵まれた自然環境、豊かな文化、東葛地区における我孫子市の役割、地域コミュニティ再生や地場産業の振興などの克服すべき課題について、「地域経営の基本理念」では、将来都市像に対応して、恵まれた自然環境に対する愛着と誇りが持てるまちづくり、地域のきずなを社会関係資本として高めるまちづくり、都市の成長と地域資源の活用が両立する持続可能なまちづくりについて記述すべきである。（吉川委員）

- ・ 今後の社会情勢の見通しについても記述すべきである。（飯田委員）

- ・ 基本理念では、内向きの理念として我孫子市に住むメリットを、外向きの理念として日本や世界に対して我孫子市が果たすべき役割を記述し、最終的にはそれらを統合するような表現を検討すべきである。（飯田委員）

##### ④地域コミュニティの現状・課題の捉え方や表現を見直すべきである。

- ・ 東日本大震災を経験する中で、「地域での共同意識が低下する中」という表面的な見方には疑問があり、むしろ「共同意識が潜在化してしまっている」と捉えるべきである。（牛尾委員）

- ・ 地域コミュニティで課題になっているのは、「地域コミュニティの衰退」ではなく、様々な社会基盤の整備や課題解決に、地域コミュニティの重要性や役割が相対的に大きくなっていることと捉えるべきである。

（牛尾委員）

- ・ 「地域コミュニティの衰退」と、決め付けていて、審議会で話し合われ

- た内容と著しく異なる。(赤坂委員)
- ⑤これまでの行政対応部分は客観的かつ簡素にわかりやすく表現すべきである。
- ・4段落目の記述は、客観性に乏しく、自画自賛的で、読んでいてかなりの違和感を持つ。現基本構想の文体や文章表現のスタイルとも馴染まないと思う。客観的かつ簡素で、趣旨が良く伝わるような文章にしたほうが良い。(青井委員・牛尾委員)
  - ・原案の策定の大筋を述べるころでは、行政の自己宣伝が入っていたり、今後行いたい事柄に向けての説明が長かったり、到底、格調のある構想原文とは言いがたい。それでいて、肝心なところは、「目指す将来都市像」などと、抽象的表現であり、全体的に見て、基本構想としては稚拙と思われる。(赤坂委員)
- ⑥見直しの視点から「土地利用」の視点や文言を削除すべきである。
- ・まちに活力を生み出す産業振興と地域コミュニティの充実この2つの視点から検討論議する中で、その課題解決策として土地利用が検討論議されることは理解できるが、土地利用の視点ありきは理解できないので削除すべきである。(牛尾委員)
  - ・「まちに活力を生み出す」ために「産業振興」を掲げることに異論はないが、それを目的とした「土地利用の見直し」については、その必要性や根拠を、市は審議会に示さず、明らかになっていない。従って「土地利用」の文言は削除すべきである。(青井委員)
- ⑦市の財政上の課題は、他の自治体も同様である。むしろ国家財政の危機に言及すべきである。
- ・2段落目の「我孫子市の財政は、」以降の表現は、日本社会そのものの課題であり、多くの自治体が同様の課題を抱えているため、「我孫子市の財政も、」に修文すべきである。(牛尾委員)
  - ・2段落目の記述は、わが国の中で我孫子市だけが特別な状況にあるかのような印象を与える。個人市民税収の減少はその通りだが、基本的に基準財政需要に対しては、国が保証する仕組みになっている。また、リーマンショック以降のパラダイムシフトの中、現在困っているのは、企業からの税収に依存しすぎていた企業城下町といわれる自治体である。むしろ国家財政の危機に言及し、「地方交付税不交付団体を目指します」くらいのメッセージを掲げるべきである。さらに、今回の未曾有の原発事故や市内の大きな被災を含む東日本大震災が、見直し作業の途中で発生したにもかかわらず、これについて全く言及しないことは、計画的行政運営の不在以前に社会通念上の問題である。(青井委員)
- ⑧土地利用の見直しにあたっては、環境への配慮の視点を追加すべきである。
- ・「土地利用の基本方針」で、自然環境との調和がどのように図られるかについて十分な記述がないので、6段落目に「自然環境を損なうことなく」の文言を追加すべきである。(黒沢委員)

## 2. 「基本構想の位置づけ」について

- ①基本構想の変更手続きについても記述すべきである。(藤木委員)
- ②基本構想の改定には、市議会の議決が必要であるという規定が必要である。
- ・地方自治法の改正により、基本構想が議決事項でなくなるのであれば、基本構想の議決について、ここで記述しておく必要があると思う。「ま

ちづくりの最高指針」つまり「まちの憲法」として、その改定にはまちの最高意志決定機関である市議会の議決が必要であるという規定が必要である。（青井委員）

③「まちづくり」という文言は、的確とは言いがたい。

- ・「まちづくり」の語は、現在行政内部でも、ソフト面ハード面両方で使われており的確とは言いがたい。「行政として」と言うのが一番妥当である。（赤坂委員）

### 3. 「将来都市像」について

①将来都市像は最大限尊重すべきであり、関連する下位の記述のみを一部変更するようなことは認められない。

- ・「将来都市像」に手を加えないことには同意するが、基本構想の最上位にあるまちづくりのビジョンとして、最大限尊重すべきである。ここに謳われている文言の一つひとつを実現するために下位の記述があり、関連する下位の記述のみを一部変更するようなことは認められない。「まちの最高指針」の中での記述に矛盾があっては、まちの品位と市民のプライドにも関わる問題になるので、その点については十分な配慮が求められる。（青井委員）

### 4. 「人口」について

①原文どおりで良い。

- ・人口推計の資料を見た限りでは、原文を変える程の大きな変化は見られないので、原文どおりで良い。（赤坂委員）

②想定人口への見直しは、基本構想見直しの主旨と矛盾している。

- ・税収増を図りまちの活力を生み出すための基本構想見直しのはずなのに、税収増と人口の関係をどう捉え、目標人口を何人に設定するのかという基本スタンスに関する記述が無く、「想定人口」としているのは矛盾している。強力な定住化・移住促進計画のもと、地区別に人口増の具体的方策と目標を立てた上で、自然減を加味した「目標人口」を掲げなければ、見直しの主旨に合わない。（青井委員）
- ・14万人という根拠が依然として示されていない。「子育て世代を中心に、移住を促進する」などの施策とリンクした「目標人口」とその趣旨を記述すべきである。（青井委員）

③使用されている語句の意味や定義が曖昧で、文章の意図が伝わりにくいので、修正すべきである。

- ・「市域の東側」という表現については、基本構想で「地区」の概念が規定されているので、地区名で示した方が良い。（青井委員）
- ・「交通の利便性などにより、人口が減少傾向にあるのが課題になっています。」については、「交通が不便のため、効果的な定住化促進策が求められる。」というような表現の方がスムーズに理解される。（青井委員）
- ・「世代間や地域間のバランスに配慮し」の意味が不明である。現在のバランスを維持したいのか、何か理想的な割合を考えたバランスにしたいのか、非常に曖昧なわかりにくい表現である。（青井委員）
- ・「14万人の市民が地域で元気に安心して住み続けられ、愛着と誇りが持てるまちづくりをすすめます。」の下線部のような過度な修飾語は、

- 文章の意図伝達の妨げになるので削除すべきである。（青井委員）
- ・「14万人の市民が地域で元気に安心して住み続けられ、愛着と誇りが持てるまちづくりをすすめます。」については、過度な修飾語を排し簡潔に「14万人の市民が元気で住み続けられることを目指します。」に修文したほうが良い。（牛尾委員）

④地域間格差が拡大している現状を踏まえ、生活のための基本整備をどうするかを基本計画に反映させるべきである。

- ・市域東部の人口減少など地域間の格差が拡大している現状から、その背景の分析を行い、生活のための交通網等の基本整備をいかにしていくのかの将来見通しを含めた総合的な計画を基本計画に反映させなければならない。（山田委員）

## 5. 「広域交通軸の形成」について

①原文どおりで良い。

- ・活力あるまちづくりを阻害する広域交通軸はありえないので原文どおりで良い。あえて、まちの発展の字句にこだわるのであれば、「さらに、活力あるまちづくりにいかす新たな交通軸の形成にあたっては、市民の生活や自然環境に十分配慮します。」の方が妥当である。（牛尾委員）
- ・原案で追加した部分は、蛇足で改悪に付き、原文どおりで良い。（赤坂委員）

②新たな広域交通軸の形成にあたっては、新たな自然環境の創出を進めながら、市民の暮らしに直結したまちの発展につなげてほしい。

- ・新たな広域交通軸の形成にあたっては、特に自然環境ゾーンの現在の自然環境を損なうことなく、新たな自然環境の創造・創出する取り組みを推進しながら、市民の暮らしに直結したまちの発展につなげていただきたい。特に、アメリカで提唱されたミチゲーションという環境改善プロジェクトを併用した自然環境の創造・創出を図る考え方が、日本の中でも事例として数多く実施され、効果も検証されてきている。この自然を守り、活かす方法を検討するにあたっては、現状の「豊かな自然環境」の質を定量的に評価することが不可欠である。言葉・イメージとしての「自然」は一人一人の感性により異なるものであり、客観的な判断材料として自然環境の価値を評価し、住民自らが計画評価に係わり、住民との連携・連帯に繋がる共同・協同・協働意識を醸成できるような計画立案方法を行政自らが検討していく姿勢が重要になると考える。（藤井委員）

## 6. 「土地利用の基本方針」について

①原文どおりで良い。自然環境を壊す土地利用はすべきではない。

- ・「積極的に自然環境を保全・創出する」と表現している原文よりも内容が後退している。まちに活力を生む手段は、土地利用のみではなく他にもあるため、自然を壊す土地利用が可能となるような修文はすべきでない。（赤坂委員）
- ・文章表現は巧妙、且つ自然環境を守る考えの後退が見られる。保全の実態は、見ているだけではないのか。「創造」の語を削除したことには、本当にこの街を守り育てて行こうと言う意欲が感じられない。文章全体が判り易いとは言いがたく、悪用できるような言葉の羅列が多い。「優

良農地」「都市利用型」「配慮」などは、内容が如何様にも変化してしまう可能性のある言葉で、基本構想としての揺ぎ無いものを書き示すこととは程遠い。「その他の農地や緑地などの・・・配慮します」の部分は、特に細かく言及しており、「配慮します」という不確かな言葉を使い、なし崩しに農地や農家の屋敷林、樹木、保安樹木などを消滅させ、商業化工業化を図ろうとしている意図が丸見えになっている、何ともおかしい記述で、基本構想としては次元の低い表現になっている。この問題は、今回の諮問の最大課題があるからこそ、相対する意見であったとしても、議員でない、もう一方の市民代表である審議会委員の声に耳を貸すべきではないか。（赤坂委員）

- ・ 現構想の一番素晴らしいところは、自然環境ゾーンを定めて自然環境を保全・創出するとしているところであり、これ以上、自然環境ゾーン内での都市的土地利用を拡大すべきではない。財政問題解決の手段として考えるのであれば、市街化調整区域の土地利用を検討する前に、市街化区域の有効活用等について検討すべきである。（青井委員）
- ・ 「将来都市像」→「都市構造」→「土地利用の基本方針」→「施策の大綱」は文脈として一つに繋がっているべきものであり、土地利用の基本方針は、「自然を文化に高めるまちへ」などの将来都市像を実現するために記述されているものである。将来都市像や将来都市構造図を原文どおりとしながら、土地利用の基本方針をこのように変更すれば、論理的に破綻する。また、自然環境の「創出」が削除されると将来都市像と矛盾が生じる。（青井委員）
- ・ 将来都市像にある記述に抵触するこの記述の変更はできない。審議会の議論でも、「優良農地」や「重要な自然」などの曖昧な表現は問題があると、複数の委員から再三の指摘があった。文言や表現を如何様にしようとも、土地利用の基本方針を変えること自体に無理がある。また、「産業振興のためには土地利用の基本方針を原案の通り変える必要がある」という合理的な説明や資料が、事務局から審議会へ示されることはなかった。（青井委員）

### ②原文のままでも活力あるまちづくりは十分可能である。

- ・ 市街化調整区域で市民の暮らしを守り向上させるための開発行為がやむをえず計画されたとしても、原文の「都市的土地利用を抑制します」の文面の「のりしろ」で許容されると解しており、活力あるまちづくりは十分可能である。原文の修文にあえてこだわり、「のりしろ」をより担保したいのであれば、2段落目を手賀沼と並ぶ我孫子の自然財産である利根川を加えるなどとし「市街地を取り巻く、手賀沼や古利根沼及び利根川などの水辺、農用地区域に広がる集団的農地、緑豊かな斜面林、谷津田など良好な自然環境を積極的に保全します。そのほかの農地や緑地など自然的土地利用がなされている地区では自然環境を最大限保全し都市的土地利用を極力抑制します。」とすべきである。（牛尾委員）

### ③原文をいかにしながら規制緩和を進めていくということを表現すれば良い。

- ・ 「重要な自然環境」、「優良農地」という表現の定義づけはむずかしいので、原文をいかにしながら規制緩和を進めていくということを表現するとともに、環境保全についての新しい規制、基準等についても言及すべきである。環境総量規制については、CO<sub>2</sub>削減には効果的ではあるが、ゾーンとして自然環境を保全するための規制にはならないため、自然環

境ゾーンの考え方は保持すべきである。（飯田委員）

- ・開発が自然破壊につながることは避けられないが、開発がまちの魅力アップにつながることもあると思うので、どのようにまちの魅力付けをしていくかを総合的に考えていく必要がある。（飯田委員）

④新たな都市の発展を担う都市的土地利用は必要であるが、一種の歯止めとして環境総量規制についても記述すべきである。

- ・新たな都市の発展を担う都市的土地利用と自然環境との調和がどのように図られるかについての記述が無いため、一種の歯止めとして、「環境」の「（１）手賀沼をはじめとする自然環境の保全・再生・活用」に「新たな都市的土地利用を図る場合には環境水準についての総量を維持・改善することを基本とする」ことを追加すべきである。（黒沢委員）
- ・まちに活力を生む土地利用と環境保全はどちらも必要であるため、環境総量規制について記述し、まちに活力を生む土地利用を可能にしておくべきである。（上村委員）

⑤「新たな都市の発展を担う都市的土地利用」の価値観を早急に具現化すべきである。

- ・土地利用方針の変更に反対するものではないが、変更後適切に開発制御できるのか非常に不安である。これまでの土地利用方針によって、周辺都市と比べ良好な自然環境を維持し豊かな住環境都市の評価を受けてきたことも事実であり、それが差別化になっている価値を改めて認識したうえで、「新たな都市の発展を担う都市的土地利用」の価値観の具現化を早急に行うことをもって、原案を了とする。（山形委員）

⑥原文を見直して、まちに活力を生む土地利用を可能にしておくべきである。

- ・例えば環境・医療・福祉・情報・観光などの分野の市にとって優良な企業の進出の余地は残しておいた方が良く、地元企業が維持・発展してもらうための分散化と集中化による土地利用を優先すべきであること、市の産業の中心を農業と位置づけるならば生産と消費の両面からの再構築が必要であり、デポジットセンター、加工工場、販売拠点の整備などが絶対必要であること、手賀沼を中心とした観光客の増加を図るならば、道標・休憩場所・駐車場などの整備が必要であること等の理由により、土地利用の基本方針の見直しは必要であり、このような開発が都市的土地利用ということで抑制されてしまうならば、地元での新たな雇用機会は創出できず、特に若い世代の活力は生まれない。（犬竹委員）
- ・流山市のおおたかの森では、以前の自然環境を残しつつ、素晴らしいまち並みができたと思う。我孫子でも素晴らしいまち、立派なまちがつけられるように基本構想を変更する必要がある。（染谷委員）
- ・まちづくりを都市計画という枠組みで考える場合、土地利用のゾーニングを明確に設定する必要がある。特に、将来計画の中で、産業の必要性と内容を具体的に検討し、そのエリア区分としての位置・規模（必要量）をどのように設定するかが重要な課題である。この課題に取り組むためには、都市計画上の機能と配置を基本構想の中で明確に方向性として示すことが必要であり、その前提条件として、現在自然が残されているエリアをどう保全・活用していくかの判断を示さなければならず、「現状のまま残すべきエリア」、「人間と共生していくエリア」、あるいは「人間がそこで都市的活動として積極的に利用していくエリア」と

してのエリア区分として位置付ける必要がある。さらに、審議会の中で「自然環境を守る」ことが強調されてもいるが、ただ手を加えずに放っておけば良い自然が保たれるわけではない。自然に対する補償行為としてのno net lossの考え方にに基づき、自然との共生を図る計画・整備方法を具現化したプログラムを組み込めるかが都市計画上極めて重要と考える。そのためにも、自然を守りつつ、都市的な配置を工夫しながら、今後の発展に活用できる土地利用計画を構築できるように維持・検討する枠組みは残すべきと考える。（藤井委員）

#### ⑦その他

- ・根本的な財政問題については、まさに活力を生む土地利用も含め総合的に考える必要があり、自然環境が破壊されていく懸念が生じない基本構想にすべきである。なお、まさに活力を生む土地利用の定義づけは、ここではなく、基本計画などで定義づけすべきである。（藤木委員）
- ・2段落目について、生物多様性の観点から、水辺や斜面林などの自然環境は一体的に保全されるべきであり、積極的に自然環境を保全していく区域と、まさに活力を生む土地利用を認める区域を分けて記述するのは適切ではないため、修正すべきである。（矢竹委員）
- ・「市街地を取り巻く、」という表現は、原文と比べ、表現があいまいである。（川上委員）
- ・一段落目の「適正な」という記述について、土地利用には開発だけではなく、環境を維持・保全する視点も記述すべきである。（山田委員）
- ・都市的土地利用に関しては、単に自然破壊のようなことだけでなく、市民のこれまでのくらしを阻害しないという視点も大事である。（佐藤委員）

### 7. 「環境」の「(1) 手賀沼をはじめとする自然環境の保全・再生・活用」について

#### ①自然環境をいじめる場合は、失った自然を創出するような規制を設けるべきである。

- ・土地利用の基本方針で、自然環境との調和がどのように図られるかについての記述が無いため、「新たな都市的土地利用を図る場合には環境水準についての総量を維持・改善することを基本とする」ことを追加すべきである。（黒沢委員）
- ・環境総量規制については、現在の緑の総量ではなく、自然が豊かだった時代の総量を比較の対象とし、最終的にはそこを目指すべきである。（赤坂委員）
- ・環境総量規制は必要であるが、自然環境の大部分が農地であり、農家の方に保全の負担を押しつけてはいけないので、保全するところとそれ以外のところを整理すべきである。（上村委員）
- ・環境総量規制についての意見には賛成だが、周辺の環境や一度失った自然を少しでも戻す方向性のあるものとし、環境を再生することを基準とするべきである。（矢竹委員）

## 8. 「環境」の「(2) 環境にやさしいくらしの実現」について

### ①原文どおりで良い。

- ・「地球温暖化対策に取り組む」という文言は、「地球環境への負荷を少なくするよう」という文言と趣旨が重複しており、その内容は原文のままで読み取れるので、原文どおりで良い。見直す前の方が判り易く内容充分な文章である。(赤坂委員)

### ②東日本大震災に伴う原発事故が提起している課題について、一定の指針を記述するのが妥当である。(牛尾委員)

### ③1節に、今後のエネルギー確保策を盛り込んだらどうか。

- ・東日本大震災で認識された、エネルギーをどう確保し使っていくのかという視点は非常に重要なので、単に地球温暖化対策と書くだけでなく、「省エネの徹底」、「新エネ(再生可能エネルギー)の積極導入」、「系統エネルギーのみに依存しない分散型エネルギーの導入を推進する」と一歩踏み込んだ記述に変更できないか。(山形委員)

### ④2節は、環境負荷低減へつながるライフスタイルをめざすという書き方に変更できないか。

- ・我孫子市の出す環境負荷はほとんどが生活からのものであり、生活排水を減らす、あるいは直接流さない、ゴミの分別徹底など市民一人ひとりの意識向上がもっと求められて良いと考えるので、生活者たる市民が実は環境負荷になっているとの認識において、環境負荷低減へつながる生活様式ライフスタイルを目指す、と言う書き方に変更出来ないか。具体的には、我孫子方式分別ゴミの徹底、グリーンカーテン・雨水利用・浸透枘設置の義務化など低炭素なパッシブ建築(リフォーム)の積極支援、太陽光発電・熱暖房給湯などクリーンエネルギー利用推進などの施策につながるものと思われる。(山形委員)

## 9. 「産業」の「(1) 地域に根ざした産業の活性化」について

### ①農業を我孫子の基幹産業として位置づけるべきである。

- ・環境と財政を同時に満足させるため、農業を我孫子の基幹産業として位置づける趣旨を記述すべきである。(赤坂委員)
- ・我孫子のまちづくりの根幹である自然環境を大事にするという考え方を基に産業について考えれば、農業を大切にして、農業を基幹産業に据えることが自然環境を守ることに繋がるので、地域に根ざし、地域として打って出るための産業として農業を位置づけておくべきである。(青井委員)
- ・農業をまちの基幹産業に位置付けるべきという複数の委員からの意見があった。年間生産額のみで基幹産業は難しいという判断は、行政の縦割り構造をそのまま反映した、問題のある考え方である。我孫子のまちづくりにとって、農業の多面的な価値や、農業を中心とした6次産業を生み出していくことの重要性が、審議会において多数提言されたが、原案には反映されていないのは問題である。(青井委員)
- ・農業のもつ、市民との絆機能、自然保全機能、それにも増して、首都圏という膨大なマーケットを背景にした優位性を活かした産業としての農業を展望した基本構想にすべきである。現状追認からは我孫子の農業の再構築はできない。(牛尾委員)

- ② 1 節に定住化や市外からの移住促進のためという目的を追加すべきである。
- ・定住化や市外からの移住促進による人口増加と産業の活性化とを関連付けるため、「定住化や市外からの移住促進のため、地域に密着した商業の活性化をすすめます。」と修文すべきである。（青井委員）
- ③ 2 節の観光について、さらに積極的な表現や、手賀沼文化拠点整備計画との連携を記述すべきである。
- ・観光は、商業の活性化や雇用機会の創出の要であるため、例えば「我孫子の資源をいかした魅力ある観光を創造し、まちに活力を生みだし、新たな地域産業を創出し、雇用の場を創り出します。」のように修文すべきである。（牛尾委員）
  - ・手賀沼文化拠点整備計画と商業の活性化とを結びつけることが必要なため、「多くの人が何度も訪れたいくなるようなまちにするため、手賀沼文化拠点整備計画と連携した新たな観光・商業展開を支援します。」と修文すべきである。（青井委員）
- ④ 3 節の工場等の集団化については、その分散化も検討すべきである。
- ・工場等については全てを集団化するというのではなく、環境保全と両立する産業という視点から考えれば、例えば森の中にある研究所など、逆に分散化するというのも一つの手法である。（黒沢委員）
- ⑤ 4 節は必要ない。まちに活力を生み出す産業は、企業誘致だけではない。
- ・企業誘致は様々な方策のうちの1つであり、基本構想に記述するほどの戦略的施策ではない。どうしても記述するのであれば、将来都市像を実現するための産業政策として業種を特定し、企業進出にすべてを委ねるのではなく、観光や市民事業も含めて記述すべきである。（牛尾委員）
  - ・4 節は「土地利用の基本方針」の見直しに関連する内容なので、削除すべきである。まちに活力を生み出すために、必ずしも土地利用の方針変更は必要ない。（青井委員）
- ⑥ 産業振興のコンセプトをしっかりと持つべきである。
- ・現在のグローバル化の流れ、コモディティ化の進展速度の上昇等を鑑みれば、製造工場の誘致では、持続的に地域産業の発展に寄与していく可能性は低いため、知識・技術を発信・輸出できる産業という視点が必要である。それを創出する源泉は地域の課題であるので、市としてきちんとした産業のコンセプトを持ったうえで、地域課題を解決することが産業振興に繋がるという趣旨の文言を記述すべきである。（飯田委員）
  - ・産業の捉え方が明確でないため、我々の中に企業や工場を誘致することによって産業振興を図るといった既成概念ができあがってしまっているため、産業振興のしっかりとしたコンセプトを持ち、それを共有する必要がある。（川上委員）
- ⑦ 3 節と 4 節は、自然環境との折り合いで大いに禍根を残す記述である。
- ・審議会席上では、市長および市当局からは、明確なビジョンは聞いていない。言葉のみがあつて、具体的なものも無いことは、書かない方がトラブルにならない。基本構想に盛り込む内容としては、自然環境との折り合いで大いに禍根を残す記述である。（赤坂委員）

## 10. 「産業」の「(2) 我孫子らしい農業の振興」について

①農業振興の具体的なストーリーが必要である。ブランド戦略を展望した構想を追加すべきである。

- ・基本構想には、「高付加価値農業（有機農法等）による高品質で安心な農産品生産・加工・供給を目指し、我孫子農産品の高品質・安心のブランディングを通して、首都圏マーケットに我孫子農業の優位性を確立する。このような我孫子らしい農業を行政・市民が一体となって支援（地産地消等）していく中で、農業の持つ多面的機能を守っていく。」という具体的なストーリーが必要である。（牛尾委員）
- ・自然環境を保全し、市民との絆機能を持つ農業を戦略的に育てる視点が欠けているので、多品種少量生産の強みを生かしたブランド戦略を展望し、3節として、「商業や工業及び観光など地域産業と連携し付加価値の高い農業を創造します。」を新たに追加すべきである。（牛尾委員）

②農業についての基本的な考え方をしっかり決めるべきである。

- ・1節に「農業の生産性を高め」との記述があるが、生産性を高めることが至上目的ではないため、農業についての基本的な考え方をしっかり決めるべきである。（黒沢委員）

③1節で、付加価値を生む取り組みを進めるという方向性を示すべきである。

- ・有機農法を推進し、我孫子独自のブランドを確立するなど、付加価値を生む取り組みを進めるという方向性を示すため、「減農薬、無農薬の有機農法による農業生産を推進し、真に美味しく信頼される、我孫子農産物のブランドを確立します。」と修文すべきである。（青井委員）

④2節で、活力ある農業への転換に向けた研究開発を進めるという方向性を示すべきである。

- ・活力ある農業への転換に向けた研究開発を進めるという方向性を示すため、「農地の集団化や耕作放棄農地の貸し農園などへの活用、商工業と連携した6次産業など、活力ある農業への転換のための研究開発を進めます。」と修文すべきである。（青井委員）
- ・「農工商連携による6次産業」という文言を記述すべきである。（犬竹委員）

⑤2節で、我孫子の農産物の売りを明確に記述し、成長戦略としての基本コンセプトを明らかにすべきである。

- ・生産者と消費者の信頼関係は、結果として生まれるものであり、この文章にはとても違和感がある。無条件の信頼関係や協力をあらかじめ求められても、消費者の理解は得られるものではないし、その非現実的なものを前提とした農業はありえない。消費者の信頼や購買意欲は、生産者の努力と情報公開によって裏付けられた安全性と、新鮮さや味といった商品価値によって生まれてくるものである。2節では、我孫子の農産物の「何を売りにするのか」を明確に記述し、成長戦略としての基本コンセプトを明らかにすべきである。（青井委員）

⑥地産地消だけにこだわるのではなく、我孫子の特徴を捉え、様々な可能性に取り組みで農業を産業化すべきである。（藤木委員）

## 1 1. 「産業」の原文から削除した「(3) まちに活力を生む新たな産業の育成」について

### ①削除せずに、まちに活力を生む産業として農業や市民事業を位置づけておくべきである。

- ・市民事業の支援を市民活動の分野で記述すれば、市は延々と手厚い支援をしていかなければならなくなるが、事業化すれば経済的支援が薄くなっても自立していける可能性は広がるため、産業の分野で記述した方が市にとっても良い。(飯田委員)
- ・原文から削除した「(3) まちに活力を生む新たな産業の育成」こそが、農業を中心として新たに生まれてくる産業であり、農業をベースにした産業を創造・発展させ、自然を守りながら魅力あるまちづくりしていくことで若い人たちが移り住むというようなストーリーの構想にすべきである。(青井委員)
- ・原文から削除した1節は、農工商連携による6次産業などを興すという方向性を示すため、「まちに活力を生み出す市民事業の支援や、農・工・商連携による6次産業など、新たな産業を興し、育てる施策を展開します。」とし、原文から削除した2節は、原文どおり復活させるべきである。(青井委員)
- ・削除した原文の1節は、市民事業の可能性を提示しており、そこに向けた指針として削除すべきでない。ただし、削除した原文の2節は、具体性に欠ける嫌いがあるので、原案の「(1) 地域に根ざした産業の活性化」の4節をいかして、「産業の育成」という視点で見直すべきである。(牛尾委員)
- ・市民事業は今後産業として育っていくことも考えられるため、将来を見据えて考えるべきである。(藤木委員)
- ・「市民事業」は「市民活動」とは全く性格の異なるものであり、この章の内容を「市民活動」の章に移動するというのは、極めて見識に欠ける判断である。特にこの章は、「見直しの趣旨」にある重要テーマでもある、まちの成長戦略に関わる記述である。多くの委員からも指摘があったように、削除はありえない。(青井委員)

## 1 2. 「市民活動」の「(1) 市民の自主的なまちづくり活動への支援」について

### ①市民事業の支援は、産業の分野で記述すべきである。

- ・市民事業の支援を市民活動の分野で記述すれば、市は延々と手厚い支援をしていかなければならなくなるが、事業化すれば経済的支援が薄くなっても自立していける可能性は広がるため、産業の分野で記述した方が市にとっても良い。(飯田委員)
- ・原文どおりとし、市民事業の支援は新たな産業創造への展望でもあり、産業の分野で記述すべきである。(牛尾委員)

### ②市民活動のソフト面の支援をしっかりと記述すべきである。

- ・市民活動の支援については、支援内容が形骸化・脆弱化しているという意見があり、地域の色々な課題を拾い上げていくことが産業の振興にも繋がるので、ハード面だけでなくソフト面についても記述すべきである。(飯田委員)

### 13. 「都市基盤」の「(2) 良好な住環境を支える生活基盤の整備」について

#### ① 4節は原文どおりで良い。

- ・「雨水流出抑制施設の整備」という記述が基本構想の記述としては違和感がある。基本計画や実施計画レベルで表記すれば良く、「保水機能を強化します」という原文を変えてまで記述する必要はない。(青井委員)
- ・「保水機能」と表現すれば、樹木や田や畑が持つ保水機能も含まれ、幅広い対応ができるため、原文どおりで良い。(赤坂委員)

### 14. 「都市基盤」の「(3) 総合的な交通環境の整備」について

#### ① 社会構造の変化に合わせて公共交通を整備していく視点が必要である。

- ・公共交通のそれぞれの機能(幹線道路、生活道路、鉄道)は、高齢化などの社会構造の変化に合わせて整備していくという視点が必要であるため、1節として、「社会構造の変化に応じた適切な公共交通を選択し、整備します。」という一文を追加すべきである。(吉川委員)

#### ② 基本構想は原文どおりで見直す必要はないが、市域全体の交通サービスの質を担保するため「総合交通計画」を策定すべきである。

- ・基本構想としての原案は、枠組みを明示するもので変更する必要はないと考える。しかし、我孫子市の交通問題を総合的に判断する上で、総合計画における「基本構想・基本計画・実施計画」の枠組みの基本計画に位置付けられる「総合交通計画」が立案されていないことが極めて重要な問題・欠陥であると考えている。計画がないために、地域毎の個別ニーズに対応した、重要あるいは要望追認型の地区別計画が優先されることとなり、市域全体の交通サービスの質が担保されにくいという課題が顕在化している。「総合的な」を基本構想に冠として掲げる以上、「総合的」の意味を具現化する方法論をきちんと検討すべきである。(藤井委員)

### 15. 「都市基盤」の「(4) 良質な住宅供給の推進」について

#### ① 市外からの移住を促進するという目的を記述すべきである。

- ・将来都市像や人口の項目と結びつける必要があるため、「公営住宅の供給・改善、バリアフリー等の住宅改造支援、住宅に関する総合的な情報提供など、定住化を支え、市外からの移住を促進する新たな住宅施策をすすめます。」と修文すべきである。(青井委員)
- ・原案の「すすめるとともに、・・・すすめます。」という表現は、文章表現としてのセンスが不足している。また、策定委員会の意見に、「市外からの移住促進については、当然踏まえるべき事項であり、あえて記述する必要はなく、また、これだけを目的とするのは適切でないため、素案どおりで良い。」という記述があるが、基本構想は市役所の職員だけのためにあるわけではない。ここに書かれた文章は、市民や、市外の多くの人々に向けたメッセージでもある。特に「市外からの移住促進」の表現を加えることについては市外の人々に我孫子市のまちづくりの姿勢を知ってもらうために、必要な記述と考えて提案したものである。さらに、「これだけを目的とするのは適切でない」というコメントは、

全く意味が不明である。（青井委員）

## 16. 「防災・防犯・危機管理」について

### ① 1節は原文どおりで良い。

- ・原文の「治水などの対策」が「河川の氾濫などへの対策」へと非常に限定された表現に変更されているが、河川の氾濫だけを特筆する必要はなく、内容的にも後退しているため、原文どおりで良い。（赤坂委員）
- ・「治水」の語が消滅している。治水は川の氾濫に限らないのであって、崖地の多い我孫子市においては、開発区域などでの雨水対策、地下水対策は重要であるから「治水」の文字を抜いてはならない。（赤坂委員）

### ② お互い様の心にたって、人が集まる街とはどういうものか考え、基本構想に盛り込むべきである。

- ・「液状化」対策にも言及すべし。布佐の原状回復も数年を要するかも知れず、これにどう対応するに困って、市外から人が移住してくるか、市外へ人が去っていくか分かれるところともなり得る。文章一つにその市が住み良いかどうか問われている。お互い様の心にたって、人が集まる街とは、どういうものか考え、基本構想に盛り込むことを望む。（赤坂委員）

### ③ 市外の被災者への支援の方向性を記述すべきである。

- ・市外の遠方や近隣の地域が被災した時に、我孫子市民としてどのような手助けができるのかという視点が無いので、その大枠の方向性を記述すべきである。（青井委員）

### ④ 4節に「即応した」という文言を追記すべきである。

- ・危機管理への対応は時間との勝負であるため、「即応した」という文言を追記すべきである。（犬竹委員）

### ⑤ サイバー攻撃に対する危機管理について記述すべきである。

- ・インターネットは、行政と市民、市民と市民のコミュニケーション手段として欠かせないツールであるため、サイバー攻撃に対する危機管理についても記述すべきである。（牛尾委員）

### ⑥ 東日本大震災の影響を踏まえたより具体的な記載は、基本計画や防災計画で検討すべきである。

- ・今回の東日本大震災の影響により、委員の意見としても防災に対する記述を盛り込むべきとの声が挙がっている。液状化の影響、行政の体制等極めて重要な視点と思うが、本来、基本構想には、市の基本姿勢としての枠組みを示すものであり、より具体的な記載は、基本計画あるいは別途構築されている防災計画との連動性を示すに留めておくべきである。（藤井委員）

## 17. 「地区別構想」について

### ① 地区別構想は基本計画で記述すべきである。

- ・地区の特性や方向性については、20年という長期の構想ではなく、地区の自主性の尊重と変化への対応を可能とするため、基本構想から基本計画に移すべきである。（黒沢委員）

### ② 東日本大震災で被災した布佐地区の記述を見直すべきである。

- ・東日本大震災による布佐地区の被災状況を鑑みれば、原文どおりということにはならないので見直すべきである。（犬竹委員）

## 18. 「構想の実現に向けて」の「2）地域コミュニティづくりの推進」について

- ① 1段落目は不要。「それぞれの地域にあったコミュニティづくり」ではなく「行政・市民一体型の新しいコミュニティづくり」を進めるべきである。
  - ・ 1段落目は、具体的な説明文であり、基本構想として適切でないため不要である。また、最後の「それぞれの地域にあったコミュニティ」という表現を「行政・市民一体型の新しい形のコミュニティ」に修文し、それと重複した表現の「市民と行政との役割分担など、」を削除すべきである。例えば、「福祉、防災、防犯などのさまざまな地域課題によりきめ細かく対応し、豊かな市民生活を実現していくことが求められている現在、市民とともに、地域の状況を踏まえながら、多様な主体が相互に理解し合い連携するしくみや、活動の担い手づくり、地域コミュニティを活性化していくための基本的な考え方を明らかにし、行政・市民一体型の新しい形のコミュニティづくりをすすめます。」のように修文すべきである。（赤坂委員）
- ② 行政の横断的な支援や農工商・教育との連携についても記述すべきである。
  - ・ 市民と行政の両方に存在する縦割りの問題を解消するという意図を明示し、行政が横断的に市民の活動を支援する旨を記述すべきである。また、農工商や福祉の連携、教育などの要素も含めて言及し、全てを包含した環境の視点で論ずるべきである。（飯田委員）
  - ・ 高齢化や大型店の進出を背景に、買い物難民の問題などが顕在化しているため、「農工商との連携」という文言を入れるべきである。（犬竹委員）
- ③ 誰が「市民とともに」進めるのか、「多様な主体」とは何かについて明らかにすべきである。
  - ・ 誰が「市民とともに」にコミュニティづくりを進めるのか不明であるため、文言の整理をすべきである。（藤木委員）
  - ・ 「多様な主体」について、具体的に記述すべきである。（吉川委員）
  - ・ 「多様な主体」はこのままで、縦方向の「多様な世代」という表現を追加すべきである。（飯田委員）
- ④ 地域課題の共有による連帯が地域コミュニティを再生する力になるという視点から見直すべきである。
  - ・ 共同意識は低下したのではなく、高齢化等によって潜在化して結果的に希薄になっていることから、共同意識の顕在化が地域コミュニティづくりのポイントであり、地域課題の共有による連帯が地域コミュニティを再生する力になると考え、「共同意識が低下し、」を「共同意識が希薄化し、」に、「多様な主体が相互に理解し合い連携するしくみや、」を「多様な主体が相互に理解し合い、それぞれの地域課題を共有し、連帯するしくみや、」に修文すべきである。（牛尾委員）
- ⑤ 異なる主体を結ぶ中間組織の存在意義を認識し、位置づけてはどうか。
  - ・ 今後は特に、異なる主体を結ぶ中間（支援）組織といった存在が非常に重要になってくるので、基本構想の中で中間組織存在意義の認識と連携を図っていくことを宣言できないか。基本構想か基本計画で、近隣センターの運営を委託されハードもソフトも備えているまちづくり協議会を、

市民（町内会・市民団体）と行政を結びつける中間組織として明確に定義づけできないか。（山形委員）

⑥**広域連携の視点を追加すべきである。**

・東日本大震災を踏まえて、2段落目に「広域連携を考慮に入れて」という文言を追加すべきである。（黒沢委員）

⑦**市民が地域コミュニティ構築の主体であるという視点が重要である。**

・地域コミュニティの再構築にあたっては、地域間連携の視点とともに、市民が地域コミュニティ構築の主体であるという視点が重要である。（佐藤委員）

19. 「構想の実現に向けて」の「3）総合的・効率的な行財政運営」について

①「（1）総合的・計画的な行政運営」で、行政の執行責任を明らかにして効率化すべきである。

・あいまいな執行責任が原因で、非効率な行政経営となっていると考えられるため、3段落目を「また、市民の満足度に視点を置いた政策を実現するため、施策や事業については、企画・立案からその執行責任者・執行方法と期限・成果までをわかりやすく客観的に評価し、計画的・効果的にすすめられるよう庁議で責任をもって進行管理を徹底します。」と修文すべきである。（吉川委員）

②「（2）行政改革の推進」で、負債の世代間負担が等しくなるような財政規律について記述すべきである。

・負債についても長期的な管理を行う必要があるため、3段落目と4段落目の間に「また、市債および未払いの債務負担行為などの市の負債についても、世代間負担が等しくなるよう長期的に管理します。」と追加すべきである。（吉川委員）

・世代間負担が等しくなることについての記述は必要であるが、社会保障システムの大幅な変更を伴うため、市民・行政ともに相当の覚悟をもって臨むべきである。（飯田委員）

③「（3）効率的・効果的な財政運営」に、財源確保策と経費節減策を追加し、投資的経費の記述を見直すべきである。

・財政規律を厳格に守るべきである。また、財源確保策と経費節減策を明記し、普通建設事業費の予算を重点的に配分すると読み取れる点を修正する必要があるため、2・3段落目を「そのため、地方分権の進展の中で、自立した都市として持続的発展ができるよう、将来にわたる税収の確保・受益者負担の見直し・徴収管理の徹底に努めます。さらに、的確な財政分析を行い、人件費・物件費の削減および扶助費・補助費等の抑制に努め、普通建設事業費については、計画的な財政規律の中で戦略的傾斜配分をはかり、長期的展望に立った健全で持続可能な財政運営をすすめます。」と修文すべきである。（吉川委員）

20. 基本構想の見せ方・表現について

・基本構想の内容は分かりやすく示すこと。市民に現時点で理解されては困るような具体策を想定している箇所があっても、修辭的な技法等を駆使したりして分かりにくくしないこと（ごまかさないこと）。（※審議

会の傍聴者から出ていた意見と同じで「子どもでも分かる示し方をすること」である。具体的に言えば、修辭的な箇所等について「これは何を言っているの」「これは何故なの」という素朴な疑問にきちんと回答できること、さらにはそうした疑問が出ないほど、分かりやすい示し方をすることである）（飯田委員）

## II. その他の意見・提案

### 1. 今後の計画策定や実践にあたっての意見・提案（飯田委員）

- ・長い時間軸で考えたときに、将来世代に禍根を残すことにならないように、相当の自制をもってこの先の計画策定・実践に臨むこと。
- ・本基本構想とそれに基づく基本計画による「負荷」は財源（カネ）のみではなく、自然環境および社会環境の全てについて踏まえること。
- ・そして「推進事業と財源確保が及ぼす負荷が、特に将来世代に対してあらゆる側面で更なる足かせとならない」ように、また「土地利用等の規制緩和が人間以外の自然環境の構成要素と共生可能な活動を誘導する」ように、最大限の配慮をすること。
- ・自然環境・社会環境との新たな共生と価値の創造・促進に資する計画策定・実践となるように取り組むこと。（※各分野の相互関連についても視野を持つ必要がある。例えば少子高齢化の進展をふまえた人間社会における新たな共生については、コミュニティ関連の計画を中心として対応すべきことだが、その計画中でも自然環境との共生の視点は、直接的・間接的に当然必要となる）

### 2. 東日本大震災後の見直しのあり方に関する意見・提案

#### ①見直し作業を一時棚上げすべきである。

- ・大災害時の危機管理や被災者支援、被災地の再生手法などの点において、状況の推移を見据えつつ、さらにこれから時間をかけて基本構想の見直しに反映させていく事が必要である。リーマンショック後のパラダイムシフトに加え、東日本大震災と原発大事故による社会構造や価値基準の変化、特に原発事故は未だ収束の見通しすら立たず、その被害が広がりを見せている中で、基本構想の見直しを急ぐ事は、賢明な判断とは思わない。どうしても見直しを進めるのであれば、東日本大震災と原発大事故を契機に「価値基準の大転換」を反映させたものにしなければならない。（青井委員）
- ・基本構想原案と審議会答申内容に大きなギャップが生じる中、当初の見直しスケジュール通り、基本構想の議決を待たずに基本計画の議論を始めるとすれば、両者のねじれ現象のまま議論を進める事になる。いったいどの基本構想を前提に基本計画の議論をするのか。また、市の最上位計画の審議会運営が、このような方法で進められる事は極めて問題である。（青井委員）
- ・6月の議会に合わせて結論を急ぐことは、責任を全うすることにならない。審議を一旦棚上げし、市議選後に再開することを提案する。震災の前と後では、社会情勢は全く違うため、この大震災で得た教訓を基本構想に盛り込まなければ、役立たない見直しになる。（赤坂委員）
- ・東日本大震災後の展望も見えない中で、スケジュール有りきで拙速にまとめる必要は無い。我々も含め全国民が今後の日本のかたちや社会のか

たち、価値観をどうしていくのかを議論する中で、我々なりの展望を見出すことが先決である。（牛尾委員）

②見直し作業は粛々と進め、個別具体的な事柄は基本計画で審議すべきである。

- ・現在審議している基本構想とは、我孫子市の将来をどうすべきかという基本理念であり、市民への情報提供や協働、防災など、震災に関連する意見については、既に基本構想で触れられている。個別具体的な事柄については、基本計画の段階で審議されるべきである。（藤井委員）
- ・東日本大震災によって顕在化した課題については、当然踏まえるべきと考えるが、まちの基本理念としてゆるぎない理想を掲げておけば、震災を理由に一から見直す必要は無いため、粛々と見直し作業を進めていくべきである。（上村委員）
- ・基本構想が固まっていない段階で基本計画の議論を行うというケースは多々あり、逆に、基本構想が策定された後に基本計画の議論を行うというケースは少ない。今回の見直しにおいても、既に基本計画の審議をすすめていける項目が数多くある。（佐藤委員）

③今回の見直しとは別に、今後抜本的な見直しをしていくべきである。

- ・大きく2つの視点から見直した今回の原案はこの方向で良いが、東日本大震災を発端にした問題からだけではなく、社会構造の変化、産業の捉え方の変化、行政機構の構造的な変化などを踏まえて、今後抜本的な見直しをしていくべきである。（川上委員）

以上、答申いたします。